

《これまでの経緯》

- ① 気象庁は昨年 11 月 27 日に台風第 18 号の確定値を発表しました。
- ② W社は、1月6日のプレスリリースにおいて「本日、一部報道にありましたように、気象庁から台風18号の経路解析について、速報値から西よりの経路が確定値として出されました」と発表しました。

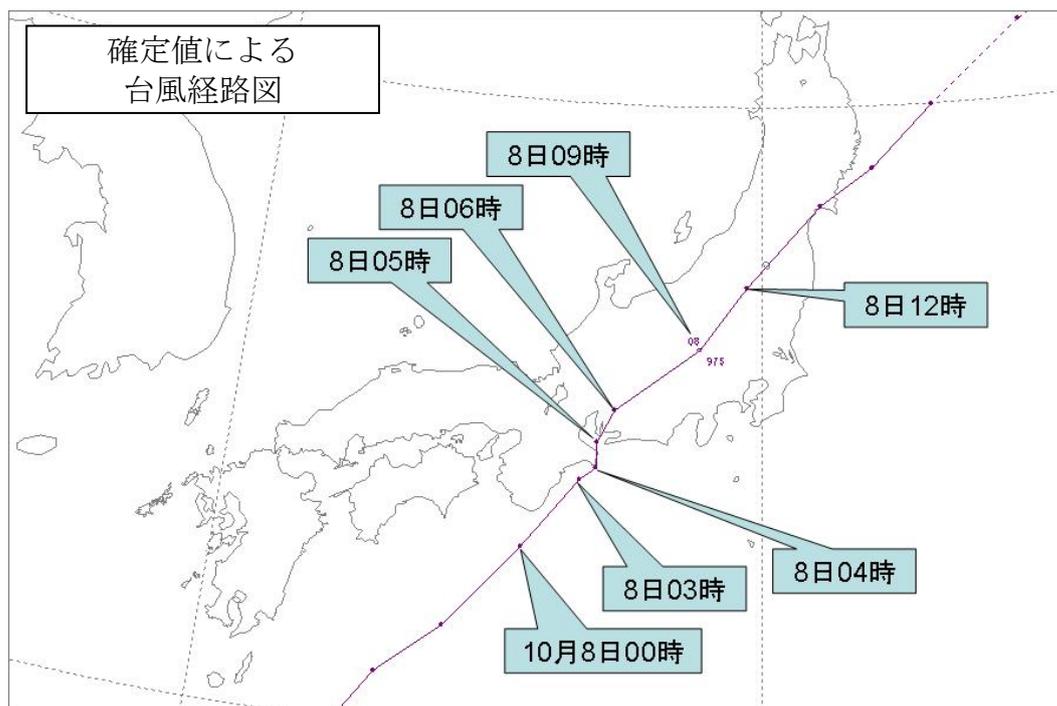
注：「確定値等の解説」

- ・台風は重要な気象現象であることから、気象庁では、北西太平洋領域の熱帯低気圧に責任を持つ機関（R SMC 東京）として、統計や研究などにも活用できるよう、台風の諸元（中心位置、強さ、大きさ等）について、速報解析時点およびそれ以降に入手したデータ（外国の地上気象データ、船舶データ等）を用いて事後検討し、精査した値を確定値（ベストトラック）として公表しています。
 - ・台風位置の発表について速報値では過去半世紀以上にわたって、国際標準である0.1度単位での表現と、国内で定着している度分単位（5分刻み）に変換した表現を併用しています。
 - ・速報値では0.1度単位で表現したものと度分単位（5分刻み）で表現したものを発表し、確定値では0.1度単位で表現したもののみを発表しています。（参考別紙）
- ③ 当庁は、W社に対して「上陸前後の台風の位置は速報値と確定値で同じである」ことについて、1月7日以降20日まで再三にわたり口頭及び文書にて説明しました。
 - ④ W社は、速報値の度分単位に変換した位置と確定値の0.1度単位の位置を比較し、西にずれていると主張しています。例えば、10月8日午前4時の場合、速報値の東経136度55分を確定値の136.9度（これを度分にそのまま換算すると136度54分となる）と比較して西に1分よつたと説明しています。
 - ⑤ 速報値と確定値は0.1度単位の表現では同一ですから、W社の主張は、速報値と確定値の違いではなく、0.1度単位の表現と度分単位（5分刻み）の表現の違いを問題にしていることとなります。これは有効桁数の考え方から言って意味のないことであり、気象関係者のあいだでは有効桁数の範囲で同一の値と取り扱われてきています。
 - ⑥ しかしながらW社は、自社の主張を繰り返すばかりで、当庁が台風の位置は速報値と確定値で同じとしていることを認めないと主張しています。

以上

気象庁が公表した平成 21 年台風第 18 号の
上陸前後（10 月 8 日 3 時～6 時）の速報値と確定値

時	速報値（10 月 8 日当時）			確定値（11 月 27 日公表）		
	中心気圧	中心位置		中心気圧	中心位置	
		（緯度）	（経度）		（緯度）	（経度）
3	955	34.0 （北緯34度00分）	136.6 （東経136度35分）	955	34.0	136.6
4	955	34.2 （北緯34度10分）	136.9 （東経136度55分）	955	34.2	136.9
5	955	34.6 （北緯34度35分）	136.9 （東経136度55分）	955	34.6	136.9
6	960	35.1 （北緯35度05分）	137.2 （東経137度10分）	965	35.1	137.2



（備考）

- ・上陸前後の台風の中心位置については、速報値と確定値は同じである。
- ・確定値においては、「4 時過ぎに三重県大王崎付近を通過した」旨のコメントを付加した。